

佐賀県立図書館資料相互貸借取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は佐賀県公共図書館資料相互貸借規程(以下「相互貸借規程」という。)に基づき、佐賀県立図書館資料(以下「資料」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(借受館)

第2条 この要領による借受館は、相互貸借規程第2条に定める公共図書館及び福祉関係機関等とする。

(貸出資料の範囲)

第3条 貸出しを行う資料は、佐賀県立図書館(以下「県立図書館」という。)の資料のうち、次に掲げるものの以外のものとする。

- (1) 郷土資料
- (2) 参考資料
- (3) 貴重資料
- (4) 和装・漢籍(明治以前の資料に限る。)
- (5) 美術資料(レリーフ巧芸画、巻物等をいう。)
- (6) 新聞及びその縮刷版
- (7) 新着資料
- (8) 逐次刊行物(最新号に限る。)
- (9) 音楽CDを除く視聴覚資料
- (10) 電子書籍端末
- (11) その他佐賀県立図書館長(以下「館長」という。)が定めるもの

(貸出の条件)

第4条 資料の貸出しは、利用者1人当たり15冊以内とする。

2 逐次刊行物の貸出しを行うときは、館内利用限定との条件を付すものとする。

(貸出期間)

第5条 資料の貸出期間は、貸出処理日の翌日から30日以内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、貸出期間を14日以内で延長することができる。

(研究・選書用貸出)

第6条 公共図書館から次の各号に掲げる資料の貸出の申込みがあったときは、第3条の規定にかかわらず、館内利用限定との条件を付して貸出を行うことができる。

- (1) レファレンスに使用することを目的とした郷土資料(現代資料に限る。)及び貴重資料の貸出。ただし、貸出依頼を受けた資料が痛んでいる場合、又はレファレンス等のために佐賀県立図書館で頻繁に使用するものである場合は貸出を断るものとする。

(2) 選書、研究及び研修に使用することを目的とした新着資料のうち児童書の貸出。

2 前項の規定に基づく貸出期間は14日以内とする。

(貸出手続)

第7条 借受館は、資料の貸出を受けようとするときは、原則として佐賀県内図書館相互貸借システムにより申し込みを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の資料の貸出手続については、佐賀県立図書館長が別に定めるところによる。

3 県立図書館は、第1項により資料の貸出を行うときは、資料貸出決定通知書(様式第1号)を交付するものとする。

(貸出し及び返却の方法)

第8条 資料の貸出し及び返却の方法は、相互貸借規定第7条に定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第9条 資料の貸出し及び返却に要する経費が生じた場合は、相互貸借規程第8条に定めるところによるものとする。

(借受館の責任)

第10条 借受館は、相互貸借規程第9条に定めるところにより、借り受けた資料に対する責任を負うものとする。

(協議事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、資料の相互貸借に関し必要な事項は、県立図書館と借受館が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成 2年 6月1日から施行する。

この要領は、平成 7年 6月1日から施行する。

この要領は、平成16年 4月1日から施行する。

この要領は、平成18年 4月1日から施行する。

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

この要領は、平成23年 8月1日から施行する。

この要領は、平成25年 5月7日から施行する。

この要領は、平成27年 4月1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月1日から施行する。

この要領は、令和 2年10月1日から施行する。

資料貸出決定通知書

年 月 日

図書館長 様

〒840-0041 佐賀市城内 2 丁目 1 番 4 1 号

図書館名 : 佐 賀 県 立 図 書 館

担当課名 :

担当者名 :

資料コード	請求記号	資 料 名	著 (編) 者名
備 考		冊	
貸 出 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
連 絡 欄			